

《実需者との契約栽培の作付拡大に取り組む皆様へ》

加工・業務用野菜の生産拡大に取り組むために、

農業用機械や予冷・貯蔵庫をリース導入してみませんか？

令和4年度産地生産基盤パワーアップ事業 生産体制合理化実践推進支援の御案内

農林水産省では、園芸産地が抱える課題に緊急に対応するとともに、輸入野菜の国産への置換え等、我が国の食料安全保障にもつながる産地強化のための取組を推進するため、新しい事業を創設しましたので、是非御活用ください！

1. 事業に参加できる者

農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体です。

(注) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上必要です。

2. 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、**野菜に限ります。**

3. 支援内容・補助率

加工・業務用野菜の生産拡大等において新たに必要となる農業用機械、設備の**リースに要する経費**とします。

- (1) 本事業の補助率は、**1/2以内**とします。
- (2) 1事業計画当たりの補助限度額は**5千万円**とします。

4. 主な事業要件

(1) 契約取引の割合

目標として設定する面積の50%以上が、実需者との契約取引に基づく生産を行うこと。生産者が実需者を兼ねる場合は、そのほかの実需者との契約割合が50%以上であること。

(2) 労働生産性

事業対象品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を縮減する生産を行い、5%以上縮減すること。

(3) 品目

総出荷量又は総出荷額のうち7品目（たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）が占める割合を25%以上とすること。

※事業の詳細は、最寄りの都道府県、市町村にお問い合わせ、御相談ください。

農林水産省

